

大津市民会館の管理運営に関する規則
(使用者及び入館者の遵守事項)

第7条 ホール等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び入館者は、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 使用者は、会館内外の秩序を保持するために必要な整理員を置くこと。
- (2) 会館に収容する人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (3) くぎづけ、又ははり紙等建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品、動物の類を携帯し、又は連行しないこと。
- (6) その他係員の支持に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。